

B:日本標準産業分類第14回改定に関する国・地方公共団体等からの意見に際する改定原案への反映

No	意見提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由
B-45	総務省	G情報通信業	3911	項目名	3911 受託開発ソフトウェア業 「顧客からの委託により」と定義にあるため、顧客からの委託ではないOSの開発や自らのために開発を行うものは分類されないと考えてよいか、考え方についてお示しいただきたい。	受託開発以外のOSの開発等について、判断基準を明確化したい。	第9回	経済産業省	右記のとおりと考えられ、説明表記等については現行どおりとする。	(1) 「日本標準産業分類」及び「サービス分野の生産物分類(2019年設定)」(総務省政策統括官(統計基準担当)決定)の分類概念は、企業会計基準におけるソフトウェアの区分と概ね対応している。 (2) 受託開発以外(つまり、特定の顧客の委託によらない)オペレーティングソフトウェア、アプリケーションソフトウェアに該当することから、「3913 パッケージソフトウェア業」が生産するソフトウェアに該当する。 (3) 「自らのために開発を行うもの」については、企業会計上では「自社利用目的のソフトウェア」に含まれる。「自社利用目的のソフトウェア」については、①顧客へのサービス提供により対価を稼得する目的で、自社が利用するソフトウェア(例:「第三者を対象としたSaaS・ASP配信用のソフトウェア」、「オンラインショッピング機能のプログラムを有するホームページ」など)、②社内業務を効率的又は効果的に行う目的で利用するためのソフトウェア(例:「財務管理ソフトウェア」、「勤怠管理ソフトウェア」など)が該当する。 (4) 自社開発による「自社利用目的のソフトウェア」については、それ自体を顧客へ直に販売するものではない。したがって、企業会計における経理処理は、無形固定資産として「ソフトウェア」の名称で資産計上される。
B-48	総務省	G情報通信業	4013	項目名	「ホームページ作成業」は単純な構成のものから、プログラムを組み込んだ複雑な内容のものなどがあるが、「中分類39情報処理サービス業」、「中分類40インターネット随伴サービス業」との関係で、どのように分類するのが適当でしょうか。考え方を示していただきたい。 また、「ホームページ作成業」の例示の追加を検討いただきたい。	当該事業を主事業とする事業所が多く見受けられるため、考え方の提示、例示の追加を検討いただきたい。	第9回	総務省 経済産業省	右記のとおりと考えられ、内容例示の追加については現行どおりとする。	(1) 総務省統計局「サービス産業動向調査」における「事業活動一覧」に記載されている、【適合事例】については、日本標準産業分類との対応関係が概ね図られているものと思料する。 ＜総務省統計局「サービス産業動向調査」の「事業活動一覧」に記載のホームページ作成に関連する内容例示＞ 「39-01ソフトウェア業」・・・「ホームページの受注制作業(プログラム作成を含むものに限る)」 「40-01インターネット随伴サービス業」・・・「ホームページ作成業(プログラム作成を伴わないもの)」 「72-06デザイン業」・・・「インターネットホームページなどのデザインを行う事業」 (2) 他方、作成業者に依頼することなく、ホームページ作成に必要なコーディング技術(HTML・CSSといった専門言語)に関する知識を要さず、マウス操作とタイピングだけでホームページを作成することができる「ホームページ作成サービス」がある。各種テンプレートの提供や自動作成機能とサービスといった機能が付加されていたり、スマートフォンからの操作が可能なサービスもある。なお、これらのサービスは、事業用のSaaS・ASPに該当するものである。 (3) ホームページ・Web作成サービスについては、デザイン性を重視するものや高度なプログラムを内装するものから、デザイン案に則したホームページがインターネット上で表示できるようにするためのコーディング作業といわれるHTML・CSS等のマークアップ言語による作成工程まで広範囲なものであり、また「ホームページ作成サービス」といった顧客自身で容易にホームページを作成できるサービスが提供されるなど、その内容は多様化している。 (4) 上記のとおりホームページ作成に係るサービス提供形態は多様化しているが、その内訳を把握可能な統計調査がなく、客観的な判断材料がないことから、特定の細分類への内容例示の追加は見送ることとした。
B-50	総務省	G情報通信業	G	説明文	回線とサーバーを使用させ、ソフトウェアを利用させるクラウドコンピューティングについて、例示を追加いただきたい。	クラウドコンピューティング業の何を主とみるかによって分類が異なると思われるので、考え方を含めご教示いただきたい。	第9回	総務省 経済産業省	371 固定電気通信業 3719 その他の固定通信業 ○例示に「ICT基盤共用サービス業(IaaS,PaaS)」を追加する。 401 インターネット随伴サービス業 4012 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ 現行の○例示を削除し、「ICTアプリケーション共用サービス業(ASP事業, SaaS事業);コンテンツ配信プラットフォームサービス(放送に該当しないもの)」に修正する。	「クラウドコンピューティング」について例示や考え方を日本標準産業分類に追加すべきというご意見については、過去の検討を踏まえるべきと考える。 具体的には、2019年の「サービス分野の生産物分類」の検討の結果、「クラウドサービスについては、事業者間における定義に幅があることから、「クラウド」という用語は使わずに生産物分類を設定する」とされたところ(研究会報告書P34)であり、これを踏まえ、わかりやすさや生産物分類との整合性の観点から、今回の日本標準産業分類においても「クラウド」という用語を使わないという上記結論を尊重した方がよいと考える。 (※)生産物分類では、「クラウドコンピューティング」ではなく、「ICT基盤共用サービス(37002406)」と「ICTアプリケーション共用サービス(40102103/40102106)」として分類。
B-51	総務省	G情報通信業	G	説明文	インターネットのみに提供される番組制作業について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	新しい業種で記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。	第9回	経済産業省	右記のとおりと考えられ、説明表記等については現行どおりとする。	「サービス分野の生産物分類(2019年設定)」(総務省政策統括官(統計基準担当)決定)においては、統合分類・詳細分類の「その他の映像制作サービス」の内容例示に「インターネット配信映像」が掲載されている。これに対応する日本標準産業分類の細分類については、「4111 映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業, アニメーション制作業を除く)」及び「4113 アニメーション制作業」が想定される。 また、「令和3年経済センサス-活動調査」では、サービス分野の生産物分類を反映したものととして、「サービス関連産業C」の分類表に「その他の映像制作サービス 17-48」が掲載されていることから、その集計結果及び事業内容の分析(個票集計による二次的分析)をした上で日本標準産業分類における取扱いを判断する必要があるものと思料する。
B-52	総務省	G情報通信業	3721	説明文	仮想移動体通信事業者(MVNO)について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	新しい業種で記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。	第9回	総務省	「3721 移動電気通信業」の説明文に下線部分を追記。 主として移動通信を行うための手段の設置、運用を行う事業所(基地局を設置せずに事業を行う仮想移動電気通信事業者の事業所を含む)をいう。	仮想移動電気通信事業者は電気通信事業報告規則第1条第2項第19号に規定があるとおり、基地局を設置せずに移動端末設備等を用いて提供される電気通信役務とされており、これを明確化する。



No	意見提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由
B-53	総務省	G情報通信業 I 卸売業, 小売業	3731	説明文	3731 電気通信に附帯するサービス業 ○例示に「携帯電話取扱店(代理店)」の追加を検討いただきたい。	携帯電話取扱店(代理店)では「機種の販売、変更」、「料金プラン等の事務手続」を行っており、事業所ごとに「小売業」、「情報通信業」のどちらが主であるか判断し、分類するのが適切であるとは考えるが、双方の分類の例示に携帯電話取扱店(代理店)がないため、情報通信業「3731」の追加と小売業「5931」への追加も併せ、検討いただきたい。	第9回	総務省 (経済産業省)	「3731 電気通信に附帯するサービス業」の例示として、以下を追加する。 ○媒介等業務受託者(携帯電話機等小売が主のものを除く) ×携帯電話機小売業[5931]	媒介等業務受託者(いわゆる販売代理店)は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に基づく届出の他、各種義務を負っており、同法に基づく監督が行われているため「電気通信に附帯するサービス業」に分類することが適当である。なお、「携帯電話機小売業」の売上が主の場合は「媒介等業務受託者」ではなく「5931 電気機械器具小売業(中古品を除く)」に分類することが適当であり、これを例示で記載している。
B-54	総務省	G情報通信業	3811	説明文	3811 公共放送業(有線放送業を除く) ○例示「同放送局支局」について、削除を検討いただきたい。	以前、NHKに確認したところ、支局では放送事業を実施していないことが明らかになったため。また、放送設備がないNHKの放送支局について4161 ニュース供給業に例示を追加いただきたい。	第9回	総務省	「3811 公共放送業(有線放送業を除く)」の例示から「同放送局支局」を削除し、「4161 ニュース供給業」の例示として「日本放送協会放送局支局(放送設備のないもの)」を追加。	ご意見のとおり。
B-55	総務省	G情報通信業	3823	説明文	3823 衛星放送業 ○例示「委託放送事業者本社・同放送局・同放送センター」について、削除を検討いただきたい。	放送法が改正されたため。	第9回	総務省	「3823 衛星放送業」を以下のとおり修正する。 主として放送衛星又は通信衛星により放送事業を行う事業所をいう。 ○衛星放送事業者本社・同放送局・同放送センター；放送衛星・通信衛星提供事業者本社・同放送局・同放送センター；有料衛星放送管理事業者本社 ×衛星放送事業者支局(放送設備のないもの)[4161]	統計局からのご指摘のとおり、衛星放送については、平成22年の放送法(昭和25年法律第132号)改正により制度が変更されたことから、現行に合わせた例示とし、衛星放送業であることが分かりやすいような表現にすることが適当であると考え、内容例示を修正する。
B-56	総務省	G情報通信業	3829	説明文	3829 その他の民間放送業 ×例示「文字単営放送事業者支局(放送設備のないもの)[4161]」について、例示の確認及び見直しを検討いただきたい。	存在が確認できないため。	第9回	総務省	「3829 その他の民間放送業」の例示から、「×文字単営放送事業者支局(放送設備のないもの)[4161]」を削除する。 (なお、現状では削除箇所にかわる当該「×」の例示に適当な他の事業所がない。)	ご意見のとおり。
B-57	総務省	G情報通信業	4111	説明文	YouTubeへの動画投稿により広告収入を得ているユーチューバーの経済活動について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	新しい業種で記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。	第9回	経済産業省	右記のとおりと考えられ、説明表記等については現行どおりとする。	YouTubeなどのオンライン動画共有プラットフォームに動画投稿を行う者(以下、「動画クリエイター」)の主要な収益項目は、①「インストリーム広告」(動画再生前等にスポット的に流れるもので動画の再生回数に応じて広告主から広告料金として徴収されるもの)、②「タイアップ広告」(プラットフォームの運営元のが広告代理店と契約締結し、動画投稿者に制作費を支給して制作・配信を依頼するもの)による広告収入である。 その他の収益項目としては、①芸能人や著名な動画クリエイターと企業がタイアップし、動画共有プラットフォームにおいて当該企業の商品・サービスのPR配信を行うことによる報酬(インフルエンサーマーケティングと称されるもの)、②ライブイベントを開催し、気に入ったコンテンツに対する来場者からの送金(いわゆる「投げ銭」と称されるもの)やイベントグッズの販売による収入などもある。 また、動画クリエイター専門のマネジメント業務を行う企業や一般の芸能プロダクションに所属する者も存在し、著名な動画クリエイターも散見される。 したがって、オンライン動画共有プラットフォームにおける動画クリエイターの収入源は主に広告収入となると思料するが、他の収益項目についても考慮した上で産業分類における位置づけを検討する必要があるものと思料する。また、職業分類との関係についても整理する必要もある。
B-58	総務省	G情報通信業	4111	説明文	4111 映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く) ○例示に「VR(バーチャルリアリティ)機器用映像制作業」の追加を検討いただきたい。	VR(仮想現実)のコンテンツに関する事業が増加している。 VR映像制作は、現実の空間に身を置くのに近い知覚を見る者に与えるよう、コンピュータにより描写あるいは加工された映像の制作。	第9回	経済産業省	右記のとおりと考えられ、内容例示の追加については現行どおりとする。	「VR(仮想現実)コンテンツ」については、映画作品、ライブコンサート、コンピューターゲームといったエンターテインメント分野だけではなく、企業研修、医療教育、防災訓練といった教材映像などの用途・分野において活用されていることから、日本標準産業分類の特定の細分類の内容例示として位置づけることは難しいものと思料する。



No	意見提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由
B-59	総務省	G情報通信業	4141	説明文	アフィリエイトの経済活動について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	新しい業種で記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。	第9回	経済産業省	右記のとおりと考えられ、説明表記等については現行どおりとする。	アフィリエイトの経済活動の実態としては、アフィリエイトが運営するWebサイトやブログ、SNSに広告主の商品・サービスの内容紹介を行うことから、物理的媒体である雑誌やパンフレットにおける広告掲載と類似するものと思料する。上記を踏まえて、「サービス分野の生産物分類(2019年設定)」(総務省政策統括官(統計基準担当)決定)における該当する分類項目についても確認すると、統合分類・詳細分類「オンライン雑誌(広告収入)」に該当する。ただし、産業分類の「4141 出版業」の内容例示については、出版物の内容に基づいたものとなっているため、生産物分類の「オンライン雑誌(広告収入)」の説明・内容例示に追加、又は、個別の分類項目の設定を検討することを提案させていただきます。
B-61	総務省	G情報通信業 I卸売業、小売業	414	説明文	「電子書籍を出版している事業所」、「電子書籍を販売(配信)している事業所」について、関係項目に例示の追加を検討していただきたい。	現状の日標では不明瞭なため、説明表記や例示等を記載することで分類を明確に示していただきたいため。	第9回	経済産業省	定義文の修正を行う。	「サービス分野の生産物分類(2019年設定)」(総務省政策統括官(統計基準担当)決定)において、「電子書籍」、「オンライン書籍」、「電子雑誌」及び「オンライン雑誌」については、「4141 出版業」の主業としての生産物として格付けされている。他方、これらを含むデジタルコンテンツの配信プラットフォームを構築し、ネットワーク経由で提供・配信するサービス(コンテンツ配信プラットフォームサービス)については、「4012 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ」の主業としての生産物であり、「6061 書籍・雑誌小売業(古本を除く)」の主業としての生産物には該当しないものと思料する。以上から、「4141 出版業」の定義文に電子出版も含まれることを追記し、併せて、「4131 新聞業」については、新聞社がインターネットを通じて独自に記事のオンライン配信を行っていることを踏まえた定義文の修正を行うこととする。
B-149	新潟県	G情報通信業	G	項目名	再定義の必要性 あらゆる産業において、新たな情報通信技術を利用してこれまでにないビジネスモデルを展開するケースが増えている中で、情報通信業と他産業との区分が必ずしも明確でない状況がある。情報関連産業における政策効果の指標が見えにくく、それらに対応できるよう、時代に即した定義・分類とする必要がある。	あらゆる産業において、新たな情報通信技術を利用してこれまでにないビジネスモデルを展開するケースが増えている中で、情報通信業と他産業との区分が必ずしも明確でない状況がある。情報関連産業における政策効果の指標が見えにくく、それらに対応できるよう、時代に即した定義・分類とする必要がある。	第9回	総務省 経済産業省	今後の改定も含め、継続的に検討して参りたい。	御指摘の内容については、改定に当たっての課題として認識しているところである。「大分類G-情報通信業」は、平成14年の第11回改定において、大分類項目として日本標準産業分類に創設されたものである。以後、ブロードバンドの普及に伴い活性化するインターネット付随サービス業の実態をより正確に把握するため、細分類の見直し等(下記参考)を実施している。一方、コンピュータや通信技術の急速な発展・普及に伴い、デジタル化は世界規模で拡大し続けている。事業環境の変化や技術の進歩に合わせ、各産業においてもデジタル化が進展し、インターネットを介して提供される様々なサービスが経済全体で存在感を増す中、その経済活動を明確に分類構造に位置付けることが難しい産業も生じている。このような状況の中、今回の日本標準産業分類の改定に当たっては、経済活動の実態を的確に把握可能な分類構造とすべく、統計の継続性に留意しつつ、検討を行っているところである。今回の改定に限らず、御指摘の問題意識を踏まえた議論については、有識者、関係府省等と連携して進めており、政策立案の立場からも活用しやすい分類の策定に努めて参りたい。 (参考)第12回改定における見直し 「中分類40インターネット付随サービス業」については、従前、中分類、小分類、細分類ともに同一の項目名であったものを、当該産業の実態をより正確に把握するため、細分類を新設するとともに内容例示の見直しを行った。 <b>【改定前】</b> 中分類40 インターネット付随サービス業 小分類401 インターネット付随サービス業 細分類4011 インターネット付随サービス業 <b>【改定後】</b> 中分類40 インターネット付随サービス業 小分類401 インターネット付随サービス業 細分類4011 ポータルサイト・サーバ運営業 4012 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ 4013 インターネット利用サポート業